

自治会所有『軽トラック・軽乗用車』の使用規定

第1条 総則

- 1 この規定は勝部自治会所有の『軽トラック・軽乗用車』の適正な管理運用方法について定める。

第2条 使用手続

- 1 『軽トラック・軽乗用車』を借り受けて使用する者は、自治会長に承諾を得なければならない。

第3条 使用用途

使用の用途は次の通りとし、公用のみとする。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 自治会（執行役員）の用務 | (2) まちづくり推進員の用務 |
| (3) 消防、防災の用務 | (4) 青色回転灯パトロール隊の用務 |
| (5) 班の用務 | (6) 民生委員・児童委員の用務 |
| (7) 健康推進員の用務 | (8) 福祉協力員の用務 |
| (9) 地域環境推進員の用務 | (10) 各種団体の用務 |
| (11) その他自治会長が認めた場合 | |

第4条 使用者

- 1 第3条、使用用途に関係する代表者または、団体。

第5条 使用記録

- 1 使用者は「軽トラック・軽乗用車 運転日誌」に該当事項を記入し、使用終了後（キー）と共に自治会長に返却すること。
- 2 「軽トラック・軽乗用車 運転日誌」の記載に虚偽があった場合は、貸し出しを中止することができる。

附則

この規定は平成22年3月14日より実施する。

この規定は平成30年7月6日に一部改訂する。

軽トラック・軽乗用車 運転日誌

運転心得

- ・交通法規を必ず守りましょう。
車体に【勝部自治会】の表示があることを忘れずに
- ・時間よりも安全を優先しましょう。
- ・使用後は、きれいにして返しましょう。

運転記録

使用団体				運転者名		
使用日	平成・西暦	年	月	日 (曜日)	天候 (晴・雨・曇)	
運転開始時刻	時	分	➡	運転終了時刻	時	分
行先 (使用目的)						
距離計	運転開始時	km		運転終了時	km	
	運転距離	km				
給油量	ℓ (給油場所)					

その他

「次の運転者に伝えること・気付いたことなど」

自治会長承認印



